

入札説明書

「相模原市戸籍等への氏名の振り仮名の記載に係る事務作業等業務委託」に係る入札執行の公示に基づく条件付一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公告 令和7年2月20日（木）

2 業務の概要

(1) 契約件名

相模原市戸籍等への氏名の振り仮名の記載に係る事務作業等業務委託

(2) 業務内容、契約期間等

別紙契約書及び仕様書のとおり

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 公告日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (8) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。

- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市市民局区政推進課

電話 (直通) 042-704-8911

FAX 042-754-7990

Eメール kuseisuishin@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札参加の手續に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙)

イ 同種業務実績調書(別紙)

※ 同種業務を履行したことがわかる契約書の写し等を添付

(2) 提出方法及び提出期限

上記の書類については、郵便での提出に加え、持参での提出も可能とする。郵便提出の場合は、必ず簡易書留又は一般書留郵便にて提出期限必着とし、郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。なお、提出期限は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

(3) 提出場所

提出先(郵送先)

「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出又は郵送すること。

(4) 入札参加資格の有無については、ファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり

6 入札・開札の日時等に関する事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別紙「入札案件概要書」のとおりとする。

(1) 提出期限 3月14日(金)午後5時までに必着

(2) 提出方法 入札書は、必ず「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付することとし、提案書はゆうパック等の宅配又は持参も可とする。

(3) 提出書類

ア 入札書

イ 提案書

(4) 作成要領

ア 入札書

(ア) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札予定日（令和7年3月24日）を記入すること

(イ) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。

イ 提案書

別紙「提案書作成要領」に基づき、作成すること。

(5) その他

ア 入札書を郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

イ 入札書及び提案書の送付先は、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする（提案書を持参する場合も同様）。

ウ 入札書の持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

オ 落札者の決定方法については、「13 落札者の決定方法に関する事項」のとおりとする。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「入札参加資格喪失届」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、ファクシミリにより提出すること。なお、提出後に再度、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

(1) 入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり

※ 質問は、別紙「質問回答書」により作成し、ファクシミリにより提出すること。なお、提出後には、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

※ 回答は、全ての入札参加者にファクシミリにより送付する。

(4) 質問は、上記(3)の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

(1) 入札金額は、履行期間全体の総額とすること。

(2) 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（軽減税率対象品目については100分の8に相当する額（これらの額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てた金額））を加算した金額をもって契約金額とする。

(3) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札金額とすること。

11 公契約条例に関する事項

(1) 本案件は、相模原市公契約条例（平成23年相模原市条例第29号）第6条第2号に規定する対象業務委託契約等の対象となり、本案件の落札者と締結する契約においては、同条例第8条各号に掲げる事項を定める。

(2) 本案件に係る労働報酬下限額の取扱いについては、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用する。

(3) 相模原市公契約条例の詳細は、相模原市ホームページ「相模原市公契約条例について」にある記載内容及び別紙「相模原市公契約条例の周知用チラシ（令和6年度版）」を確認すること。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札

(2) 契約規則第16条に該当する入札又は同規則に違反した入札

(3) 次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 案件名の記載がないもの

オ 「6 入札・開札の日時に関する事項」(1)の期限までに到達しないもの

カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの

- キ 「6 入札・開札の日時に関する事項」(2) で記した書留郵便で送付していないもの
- ク 「6 入札・開札の日時に関する事項」(4) で記した二重封筒にしていないもの
- ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- コ 鉛筆、消えるボールペン等修正可能な筆記具で記載されたもの

1.3 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 本入札は、政令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札で行う。
- (2) 本入札に関して、落札者決定基準に関すること、提案書の審査・評価に関すること、及び落札予定者の決定に関すること等を審査するために、「相模原市戸籍等への氏名の振り仮名の記載に係る事務作業等業務委託総合評価一般競争入札審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置している。
- (3) 提案書等の内容を審査委員会で公平かつ客観的に評価した上で、入札価格が予定価格の範囲内にあるものについて、入札価格の評価を加算し、総得点(評価値)の最も高い入札参加者が落札者となる。詳細は、別紙「相模原市戸籍等への氏名の振り仮名の記載に係る事務作業等業務委託総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)を参照のこと。
- (4) 落札者となるべき者の入札価格が、市で定めた調査基準価格を下回る場合、調査を実施し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い入札者について、同様の調査を実施し、落札者とすることがある(低入札価格調査制度)。
- (5) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (6) 落札者決定基準による評価については、提出された提案書等に基づいて行う。提案書の内容の疑義については、発注者から入札参加者に送付するので、指定した日までに発注者に回答すること。その手段は、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」にファクシミリにより行うものとする。
- (7) 落札者決定基準の2(4)によるくじ引きの方法は、資料「くじ抽選の方法について(郵便入札)」のとおりとする。
- (8) 落札者決定通知書はファクシミリにより通知する。

1.4 契約保証金に関する事項

原則として、各年度の支払予定額のうち最大の額の100分の10以上を契約時までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1 5 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 6 契約金額の支払方法に関する事項

契約金額の支払いについては、契約締結時に定める支払内訳書に基づき請求するものとし、四半期ごと及び各年度の支払金額は、発注者及び受注者が協議のうえ定め、予算の範囲内で支払うものとする。

1 7 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、民間企業等において在宅勤務などが行われている状況を踏まえ、入札者の立会いは要しない。

1 8 異議の申立て

公告、入札案件概要書及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1 9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、契約規則によるものとする。

相模原市 市民局 区政推進課
電 話 042-704-8911
FAX 042-754-7990